

8-3-6 文化財

(1) 調査

1) 調査項目等

調査項目	調査の手法及び調査地域等
法令等で指定、登録されている文化財、史跡、名勝、天然記念物等の状況	<p>調査手法：文化財関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査を補完するために、関係自治体等へのヒアリングを行った。</p> <p>調査地域：対象事業実施区域及びその周囲の内、都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設を対象に、鉄道施設の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>調査期間：最新の情報を入手可能な時期とした。</p>

2) 調査結果

調査地域における文化財の状況を、表 8-3-6-1 及び表 8-3-6-2 に示す。

調査地域内に、指定等文化財は国登録 2 件、県指定 1 件、市指定 1 件、市登録 2 件の全 6 件、埋蔵文化財包蔵地は 76 箇所分布している。

表 8-3-6-1 指定等文化財の状況

地点番号	市町村名	種別	区分	名称	所在地	指定年月日
01	川崎市宮前区	史跡	県指定	馬絹古墳	馬絹 944-10	S46. 12. 21
02	相模原市緑区	史跡	市登録	橋本の棒杭(大山道道標)	橋本 1-378-7 の一部	H13. 4. 1
03		有形民俗文化財	市登録	小倉宮原の徳本念仏塔	小倉 371	H23. 4. 1
04		建造物	国登録	横浜市水道局青山水源事務所旧青山取水口	青山 3482	H10. 10. 9
05			国登録	横浜市水道局青山水源事務所旧青山沈殿池	青山 3482	H10. 10. 9
06			市指定	鳥屋諏訪神社本殿附安政四年棟札 1 枚	鳥屋 1140	H19. 4. 1

資料：「神奈川県文化財目録」（平成 24 年 4 月、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課）
「神奈川県の文化財」（平成 25 年 6 月現在、神奈川県教育委員会教育局文化遺産課ホームページ）
「川崎市内文化財案内」（平成 25 年 6 月現在、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課ホームページ）
「相模原の文化財」（平成 25 年 6 月、相模原市教育委員会教育局生涯学習部文化財保護課）
「さがみはらの文化財一覧」（平成 25 年 6 月現在、相模原市教育委員会教育局生涯学習部文化財保護課ホームページ）

表 8-3-6-2(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	市町村名	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
01	川崎市 中原区	小杉御殿跡	近世	城館跡	小杉御殿町1丁目
02	川崎市 高津区		縄文、弥生、古墳	散布地	新作2-15ほか
03	川崎市 宮前区	野川北耕地遺跡	縄文、弥生、古墳、奈良、 平安	集落跡	野川297
04			縄文、弥生、古墳	散布地	野川286ほか
05	川崎足 高津区		縄文、弥生、古墳、奈良、 平安	散布地	新作2-3ほか
06		新作池ノ谷遺跡	縄文、弥生、奈良、平安	集落跡	新作1-19
07			縄文、古墳、奈良、平安	散布地	梶ヶ谷6-5-10ほか
08			奈良、平安	散布地	梶ヶ谷6-3
09	川崎市 宮前区		縄文、奈良、平安	散布地	野川1276ほか
10	川崎市 高津区		縄文、弥生、古墳、奈良、 平安	散布地	梶ヶ谷5-11
11	川崎市 宮前区		縄文、奈良、平安	散布地、墓地	梶ヶ谷1417ほか
12			縄文	散布地	馬絹984ほか
13		向ヶ丘南菅生地内 遺跡	縄文	集落跡	犬蔵2-28ほか
14		菅生カエンヅカ遺 跡	縄文	集落跡	菅生5-23ほか
15			縄文、奈良、平安	散布地	菅生4-5ほか
16		菅生水沢遺跡C地点	縄文	集落跡	水沢1-1
17		菅生水沢遺跡B地点	縄文、古墳	集落跡	水沢1-1
18			縄文	散布地	菅生3-17ほか
19		菅生水沢遺跡E地点	奈良、平安	集落跡	菅生4-14ほか
20				集落跡	水沢1-1
21			縄文、弥生、古墳、奈良、 平安	散布地	水沢1-2ほか
22			縄文、奈良、平安	散布地	潮見台4
23			奈良、平安	散布地	潮見台7
24	川崎市 麻生区	潮見台遺跡 F・G 地 点	縄文、奈良、平安	散布地	東百合丘3-21ほか
25	川崎市 宮前区		縄文	散布地	潮見台24
26	川崎市 麻生区		縄文	散布地	東百合丘2-20
27			縄文	散布地	王禅寺東1-30
28			縄文、奈良、平安	散布地	王禅寺東2-42
29			縄文、奈良、平安	散布地	片平1892ほか
30		桐光学園第二グラ ウンド建設予定地 内遺跡	縄文、奈良、平安	散布地	片平1642ほか
31			縄文、奈良、平安	散布地	片平1785ほか
32			縄文、弥生、古墳、奈良、 平安	散布地	片平1556ほか
33			縄文、奈良、平安	散布地	片平1747ほか
34	東京都 町田市		奈良、平安	丘陵、包蔵地	能ヶ谷町13号
35	川崎市 麻生区	金井原遺跡	縄文	集落跡	片平1600
36		片平富士塚	古墳	古墳	片平1747ほか
37			縄文、平安	散布地	栗木249ほか
38	東京都 町田市		縄文中、古墳、奈良、平安	丘陵、包蔵地	広袴町5号
39			縄文中、奈良、平安	丘陵、包蔵地	広袴町6・11号
40		飯守神社	縄文中、縄文後、縄文晩、 奈良、平安	丘陵、包蔵地	広袴町6・7号
41	相模原市 緑区		旧石器、縄文、古墳、奈 良～平安、中世、近世	集落跡	東橋本4丁目1323番6 外・3丁目157番1外
42			古墳、奈良～平安	散布地	東橋本2丁目135-24、東 橋本2丁目199-1外

表 8-3-6-2(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	市町村名	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地	
43	相模原市 緑区		古墳、奈良～平安	散布地	東橋本 3 丁目 569 外、東橋本 4 丁目 483-1 外	
44			旧石器、縄文、古墳、奈良～平安、近世	集落跡	大島字上ノ原 622-1、大島字上ノ原 616、大島 623-2 外	
45			縄文、奈良～平安	散布地	大島字 38、580 外	
46			向原下村遺跡（向原東遺跡、下村遺跡）	縄文、平安、中近世	散布地	向原 3 丁目
47			向原中村遺跡（中村遺跡・川尻中村遺跡・向原北遺跡）	縄文、古墳、奈良～平安、中世、近世	散布地、集落跡	向原 2 丁目、久保沢 3 丁目の一部
48			川尻遺跡（谷ヶ原遺跡）	旧石器、縄文、弥生、古墳、奈良～平安、中世、近世	集落跡	谷ヶ原 2 丁目
49			宮原遺跡	縄文、中世、近世	散布地	小倉
50			東原遺跡	旧石器、縄文、古墳、平安、近世	散布地、集落跡	小倉
51			小倉下平遺跡	縄文、平安、近世	集落跡	小倉
52			小倉原西遺跡	縄文、中世	散布地、集落跡	小倉
53			小保戸遺跡	縄文、平安、近世	散布地	小倉
54			大保戸遺跡	縄文、平安、近世	散布地	小倉
55			津久井城跡（築井城跡）	旧石器、縄文、弥生、奈良～平安、中世、近世	城館跡、散布地	小倉、根小屋他
56				縄文、奈良～平安	散布地	根小屋 2507、2575-1、2089 付近
57				縄文、奈良～平安	散布地	長竹 365-イ、ロ、346
58				縄文、奈良～平安	散布地	長竹 800 他
59				縄文	散布地	長竹 1493-1
60				縄文	散布地	長竹 788-1、789-1
61				奈良～平安	散布地	長竹
62			青山開戸遺跡	縄文、奈良～平安、中世、近世	集落跡、散布地	青山 3162、3187、3209 他
63				縄文、平安	散布地	青山 3401 付近
64				縄文、奈良～平安	散布地	青山字鮑子 3829～3847、3601、3786 付近
65				縄文、奈良～平安	散布地	鳥屋 688-1、633、306 他
66				縄文、奈良～平安	散布地	鳥屋 819、745 他
67				縄文、奈良～平安	散布地	鳥屋 2847-1、1274-5、1252 他
68				縄文、弥生、奈良～平安	散布地	鳥屋 1074、1098-1、1571-1 他
69		寺原遺跡	縄文、奈良～平安、中世	集落跡、散布地	鳥屋字寺原 1326、1128-1	
70			縄文、奈良、平安	散布地	鳥屋字西門 1401	
71			縄文、奈良～平安	散布地	鳥屋 2847-1、1274-5	
72			縄文	散布地	鳥屋字鳥屋原 1689 付近	
73			縄文、奈良～平安、中世	散布地	鳥屋 1916、1900 他	
74				散布地	鳥屋字荒井 1858 他	
75		菅井 I 遺跡	縄文、奈良～平安	散布地	牧野字菅井 11734	
76		菅井 II 遺跡	縄文	散布地	牧野字菅井 11753 番地	

資料：「川崎の遺跡」（平成 24 年 3 月、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課）
「川崎市地図情報システムガイドマップかわさき」（平成 25 年 6 月現在、川崎市ホームページ）
「相模原市内埋蔵文化財包蔵地一覧」（平成 25 年 6 月現在、相模原市教育委員会教育局生涯学習部文化財保護課ホームページ）
「さがみはら都市計画マップ」（平成 25 年 6 月現在、相模原市都市建設局まちづくり計画部都市計画課ホームページ）
「東京都遺跡地図」（平成 22 年 3 月、東京都教育委員会）
「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（平成 25 年 6 月現在、東京都教育庁地域教育支援部管理課ホームページ）

(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、車両基地、変電施設）の存在

ア. 予測

ア) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
鉄道施設の存在に係る文化財への影響	<p>予測手法：鉄道施設の存在に係る土地の改変の可能性のある区域と文化財の分布状況の重ね合わせにより、文化財が消失又は改変する範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。</p> <p>予測地域：対象事業実施区域及びその周囲の内、鉄道施設の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。</p> <p>予測時期：鉄道施設の完成時とした。</p>

イ) 予測結果

予測地域において、鉄道施設の存在に係る土地の改変の可能性のある区域に存在する文化財を、表 8-3-6-3 及び表 8-3-6-4 に示す。

1 箇所の指定等文化財が存在する箇所において、鉄道施設を設置することとなるが、工事の着手前に関係機関と協議のうえ、移設等取扱いを適切に決定することから、指定等文化財への影響は小さいと予測する。

また、16 箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する箇所において、鉄道施設を設置することにより、それらの一部が改変される可能性があるが、文化財保護法等の関係法令に基づき、必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。

表 8-3-6-3 改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財

地点番号	市町村名	種別	区分	名称	所在地	計画施設	改変の程度
03	相模原市緑区	有形民俗文化財	市登録	小倉宮原の徳本念仏塔	小倉 371	高架橋・橋梁	影響有

表 8-3-6-4 改変の可能性のある区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地

地点番号	市町村名	遺跡名称	所在地	計画施設	改変の程度
14	川崎市 宮前区	菅生カエツカ遺跡	菅生 5-23 ほか	非常口（都市部）	一部改変
25			潮見台 24	非常口（都市部）	一部改変
30	川崎市 麻生区	桐光学園第二グラウンド建設予定地内遺	片平 1642 ほか	非常口（都市部）	一部改変
31			片平 1785 ほか	非常口（都市部）	一部改変
33			片平 1747 ほか	非常口（都市部）	一部改変
36		片平富士塚	片平 1747 ほか	非常口（都市部）	一部改変
45	相模原市 緑区		大島字 38、580 外	高架橋・橋梁 トンネル坑口	一部改変
46		向原下村遺跡（向原東遺跡、下村遺跡）	向原 3 丁目	高架橋・橋梁 トンネル坑口	一部改変
49		宮原遺跡	小倉	高架橋・橋梁	一部改変
50		東原遺跡	小倉	変電施設	一部改変
51		小倉下平遺跡	小倉	変電施設	一部改変
58			長竹 800 他	非常口（山岳部）	一部改変
65			鳥屋 688-1, 633, 306 他	車両基地	一部改変
67			鳥屋 2847-1, 1274-5, 1252 他	車両基地	一部改変
69		寺原遺跡	鳥屋字寺原 1326, 1128-1	車両基地	なし
73			鳥屋 1916, 1900 他	車両基地	一部改変

注1.ただし、関東車両基地は、鳥屋小学校・中学校に移転が生じないように計画するため、「69 寺原遺跡」は改変しない。

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施する。

環境保全措置を、表 8-3-6-5 に示す。

表 8-3-6-5 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
指定等文化財の取扱いに関する関係機関との協議	適	改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財は、工事の着手前に関係機関と協議のうえ、移設等取扱いを適切に決定することで、指定等文化財への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
適切な構造及び工法の検討・採用	適	必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係機関と協議を行い、対処する。これらにより、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財の保全は図られると判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

評価項目	評価手法
鉄道施設の存在に係る文化財への影響	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか検討した。

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、表 8-3-6-5 に示した環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設の存在による文化財に係る環境影響は回避又は低減されると評価する。